

2008年度 協同総合研究所 第1回理事会 議事録

日時：2008年9月13日（土） 10：00～12：00

場所：一ツ橋ホール704会議室

出席：富沢、堀越、阿部（よ）、現田、田中、橋本、福島、吉田、古谷、小橋、岡安、島村、横田、田嶋、青木

委任状：中川、阿部（誠）、菊間、佐藤、杉村、杉本、鈴木（修）、津田、前山、宮本、横井、山田

欠席：神田、斎藤、鈴木（勉）、高橋、花崎、山極、梶、永戸、坂林、藤田、古村、菊地

事務局：榎本、関

1、開会挨拶（古谷理事長）

- ・ 法制化...10月の解散が強まる中で、今秋の臨時国会での法制化は大変厳しいスケジュールになっているが、議連の構成が変わる前に何とか成果を出したい。9/20には内閣法制局レベルでの法案確定。ただし、市民会議での更なる精査が必要。
- ・ 「新しい公共と市民自治」...13の研究会、延べ400人の参加。前年度総括フォーラム以降も更に進めたい。まちづくりにつながるような協同労働の期待に応える方法論や分野研究活動を行う。

2、活動報告 議案（田嶋専務）

議案にそって田嶋専務より報告が行われた（詳細は議案参照）。

3、法制化運動について（島村主任研究員）

9/20までに法制局に法案を確定させるように坂口会長から指示を出す。

労働者性の問題...雇用保険、労災保険、年金については労働法に則る。

設立要件...設立の要件は認可か準則主義かについては、準則主義を主張しているが、他の協同組合の設立要件が認可となっているだけに準則主義とするにはかなり難しいことが予想される。

税制問題...税制については、他の協同組合と同じ税率適用を主張。

その他...主管官庁は厚生労働省を希望。

4、報告と議論

「研究年報」発行、HPリニューアル、入退会会員の動向についての補足説明（榎本）

5、各理事より

田中理事 イタリア研究について

第一に、社会的企業法の制定など、新しい制度の紹介（制定過程も含め）をしてい

きたい。第二に制度化されることによる変化も追いたい。社会から見た協同労働の存在（質的な面から）各自治体での公共分野の委託先として協同組合がどのくらいの割合で委託されているか、そのことにどのような問題性があるかといった面を見ていきたい。

王滝村について

この村は、実質公債費比率が四十二%で、全国一、財政が厳しい自治体として昨年新聞等でも紹介された。この村に昨年から学生たちとうかがう機会が何度かあって感じたことを紹介したい。人口千人の王滝村のような小さな村でも 3 つほど協同労働の可能性が見える。

- ・ 村営で行ってきたスキー場の指定管理者制度導入（大手の企業が実際に運営したが、結局安全管理の面で問題があり、事故の末、長期間営業停止となっている。しかしながら、今回の指定管理者見直しの中で、それなら村民の手で経営を担おうという形にはならなかった。
- ・ 自治体が運営してきた山村留学センターが、自治体の財政的な事情から閉鎖。職員や子ども達はどうなるのかという不安の中で、子どもたちを指導してきた職員たちが出資をしあって企業組合の形で継続させることとした。村営時代の運営方法を見直しながら、学びの効果も上げて活動を維持している。
- ・ 山村部だから農業が盛んかということそうではない。農産物はもっぱら自給自足の対象で、だからこそ拙速な市場化をせずに、みんなでじっくり検討しながら特産物を育てる動きも出てきた。学校給食にも食材を提供し、地元の赤カブが全国的に着目される中で、市場化ということではなく、「計画的に作付けをする」「新しい作物に挑戦する」「子どもたちが食べてくれることで励みになる」といった、自分たちが細々とやってきた農業を評価する雰囲気が出てきた。こうした動きを継続的に発展させる組織づくりが課題で、協同労働の考え方が参考になると見ている。

こうした三つの場面を取っただけでも、コミュニティ事業支援条例や協同労働を紹介することによって新たな手がかりを提供できるのではないか。

橋本理事 愛知県における協同労働のネットワーク化について

昨年12月に愛知で法制化市民集会を行ったが、それを引き継ぎ、制定される法律を活かしワーカーズコープを幅広く立ち上げていく支援が、法制化運動の裾野をひろげるうえでも大切と考えている。ワーカーズコープにつながる可能性のある団体や運動支援者に情報を提供し、協同労働の協同組合を現実的な選択肢として考えてもらえる条件をひろげたい。愛知の会員には研究者が多いので、各研究領域から見た協同労働の協同組合の意義などについて語っていただく講座を、助成制度も活用して地域での協同総研活動として準備できないか相談している。

吉田理事 法務省の友人と会い、協同組合法制化について聞いたところ、エアポケットのよう

に抜け落ちているということだった。

昨今、民法をベースにした改正論議は盛んであるが、実際の社会と乖離するところがある。例えば、深刻な居住福祉問題を引き起こしている区分所有法改正とか、児童福祉法改正（先般廃案とされた）、被災者生活再建支援法（昨年末の改正で問題解決したと思われる如くである）に関する民法研究者の議論が殆どないことは不思議なくらいであり、そして労協が問題にしている『協同労働の協同組合法』に関する民法研究者の関心が低いことは、遺憾という他はない。現場認識の欠如の表れだろう。

北海道での法制化と関連させた活動状況について何か・・・ということについては、問題群ごとに一言すると、第1に、「精神障害者の地域移行」に関しては、浦河の『べてるの家』の取り組みが全国的に有名だが（過日、労協との現場勉強会開催）、さらに帯広の慧誠会帯広生活支援センターの取り組みがあり、そうした動きのネットワーク化を図る必要がある。また第2に、「知的障害者のノーマライゼーション」の先進地域としては、伊達市にある太陽の園・旭寮の100余りの空き家屋を利用したグループ・ホーム、雇用創出、生活支援の例が著名で、それを下支えしているのは、伊達地域生活支援センターであり、前記『協同組合法』制定によるNPO的組織活動の安定化を図ることは、現実的に極めて重要である（同センターの財政状況も、障害者自立支援法の影響として報酬低下の余波で楽ではないが、こうしたことも通常閑却されがちである）。

さらに、第3に、労協が尽力する児童保育活動を、さらに児童福祉、子の虐待問題にも広げて対処する必要があるだろう（札幌などの児童養護施設を幾つか視察しているが、全国的にその劣悪さは、驚くばかりであり、他方で、過日の岩手県西和賀居住福祉サミットで、クローズアップされた「地域による虐待児の社会的養護」などは、全国的に注目されてよい）。子の貧困、虐待の公共問題（アクチャルで、増幅する社会問題）に対峙する児童養護施設の劣悪さを補うものとして、協同組合の活動領域が広がってよい。

『協同労働の協同組合』が取り組む活動の意義、その法制化の重要性の理解のためにも、それと表裏をなすものとして、「居住福祉・児童福祉・障害者福祉の公共的意義」、その社会的要請の大きさの認識がもっと高まっていくことが不可欠ではないかと思う。そしてそれは、この法制化の動きを契機にして、労協の活動の幅が一段と広がり、また、福嶋理事らを中心として、「新しい公共」の議論が深まっているという形で、現に進行していると思う。

現田理事 北海道の議会への取り組みについて、釧路、苫小牧、夕張などの市民集会で知り合った方々とのつながり、ネットワークを整理している。北海道の180市町村を回ることで法制化の意義と可能性が広がっていることが実感できる。

福嶋理事 9/6の東京北部エリア市民集会での永戸さんとの対談について補足説明したい。市町村の場合、公権力行使の仕事は5パーセント程度とも言われ、残りの95パーセントはサービス提供の仕事。地域の中に市民の主体があれば市民で出来る。提案型制度は、市民がやりたいこと、出来ることを提案するもので、我孫子市以外の自治体にも広がっている。個々の事業への対応ではなく、協同労働として市民の側から、トータルに市民が担うものを打ち出していく時代が来た。
岩波書店「ケアその思想と実践」の「市民セクター福祉を育てる」という章でワーカーズコープのことを書いた。ご一読いただきたい。

堀越理事 研究年報の文章を書く上で感じたことであるが、「新しい公共」と「協同」の関係についてまだまだ解明できていない。そこにおける「協同」の意義は、理解はそれなりになされているが、具体的提起は十分であるとはいえない。新しい公共を提起する社会学者や政治学者は、残念ながらその担い手として協同組合が有効であるということをほとんど考えていない。担い手の問題を抜きにして新しい公共は語ることができない。ワーカーズコープや協同総研の実践や研究はその意味で、新しい公共と協同の関係を解明する上で重要となる。

阿部理事 法律の内容の勉強をすることで公益性をより考えるようになった。今は、生協からの便利屋のように扱われている。勉強会を行っていく中で、「積立金」への労協・ワーカーズコープとの意識の差に気付いた。利益が出たら他の人たちの仕事起こしのために積み立てるという意識が芽生えつつある。まだまだ時間がかかりそうだが、学んでいきたい。
神奈川県内の自治体への働きかけはセンター事業団神奈川事業本部が動いてくれていてかわりはこれから。まずは会合を予定。

富沢理事 地域おこしの基礎は、人のネットワークづくりである。私は最近、埼玉の法制化市民集会にコーディネーターとして2回参加した。その経験から言えることは、法制化市民集会を重ねることによって地域で活動している団体の相互交流が出来るということだ。私自身は、2001年に「コミュニティ活動支援センター」というNPOを立ち上げた。そしてそれを基盤に、地域で活動している団体の相互交流を図り、地域の主要団体をメンバーとする「まちづくり協議会」を2003年に組織した。今年は上尾市との協働事業として、聖学院大学から桜を寄贈して桜の新名所をつくるというNPOの活動をしている。この事業にも地域の主要団体が参加して、人のネットワークが拡大している。多くのネットワークが活発化することによって地域おこしが進むのだと感じている。法制化市民集会をその都度やりっぱなしにするのではなく、集会で報告した人と組織に恒常的に連絡をとり、各地でネットワークづくりを促進する必要がある。

岡安理事 高齢者生協の様々な問題は協同組合であることを失念した時から始まる。高齢協は協同組合だという原点から現状認識を行う必要がある。一つの組織の中に閉じこもっている「協同」では協同組合とは言えない。異種同種協同組合の組合員レベルでの交流が協同組合間協同や事業強化の基礎と考える。

6、質疑応答

組合員レベルが可能な交流の具体例は？

役員レベルが連携するのではなく、生活者としての交流が必要（地域の話題が必ず出てくるので、それがまちづくりに繋がる）。

協同総研の地域研究会助成金の締め切りや応募対象について

誰でも応募は可能、ただし、採用されるのは1地域につき1団体のみ。責任者は理事を中心とした会員が望ましい。

7、閉会挨拶（小橋副理事長）

法制化を目前にし、労協組合員が意見書採択の運動を推進する中で、変化が現れた。

主体者の変化

労働者協同組合を語ることにより、アイデンティティを持ち、全体の意識が改革された。

地方議員、自治体職員がワーカーズコープを知る

指定管理公募が第2クールを迎え、ワーカーズコープと他の事業者がコラボレーションして提案を行うことが出てきた。ワーカーズコープとして新しい段階に来ている。こういった中で、ワーカーズコープの意義、事業の進め方、経営を行いたい。